

(意見書案第 13 号)

産婦人科医療体制の充実強化に関する意見書

政府・与党は、平成 17 年 12 月に「医療制度改革大綱」を取りまとめ、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」並びに「医療費適正化の総合的な推進」などを大きな柱として医療制度改革を推進しているところであり、本年 5 月には「緊急医師確保対策について」と題して、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など 6 つの緊急対策を打ち出した。

しかしながら、少子化に伴う産婦人科医の減少や地域的偏在などから、中でも産科の救急患者を受け入れる医療機関が減少している現状にある。さらに妊産婦健診については、健診の助成回数が増えているにもかかわらず有料であるため、受診に対して抑制傾向が見受けられる。

また、近年、若い世代を中心に、性感染症、特にクラミジア感染やエイズ等が広がりを見せており、その検査受診が低調な実態にある。これらのことからも、今後、産婦人科医療体制の一層の充実強化が求められているところである。

よって、政府においては、医療制度改革の推進に当たり、下記事項について十分な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 妊産婦が安心して受診できる救急医療体制の確立を図ること。
- 2 妊産婦健診費用の助成の拡大を図ること。
- 3 性感染症対策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月14日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛